# 長岡京市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）概要

## 1　条例制定の目的

乳児等通園支援事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）は、令和６年子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、新たな給付事業として創設される事業であり、令和８年度から全ての市町村で実施されること、法に基づき、事業を実施する施設の認可を市町村が行うこととされたことから、認可の基準を定める条例の制定が必要となったものです。

## 2　こども誰でも通園制度の概要

こども誰でも通園制度は次の規定に基づいて実施されます。
・こども誰でも通園制度の事業を行う施設の認可基準
　→長岡京市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（本条例）
・こども誰でも通園制度を実施する認可施設のうち給付対象事業所と確認する基準
　→確認基準条例（仮称）（制度実施までに制定予定）
・こども誰でも通園制度によって行われる事業の内容
　→乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱（令和７年３月31日こども家庭庁成育局長通知）

### ①こども誰でも通園制度の目的

■０～２歳児の約６割である未就園児の育ちを応援し、良質な成育環境を整備
■全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化
■令和７年度は試行的事業として一部自治体で実施されているが令和８年度から全国で実施

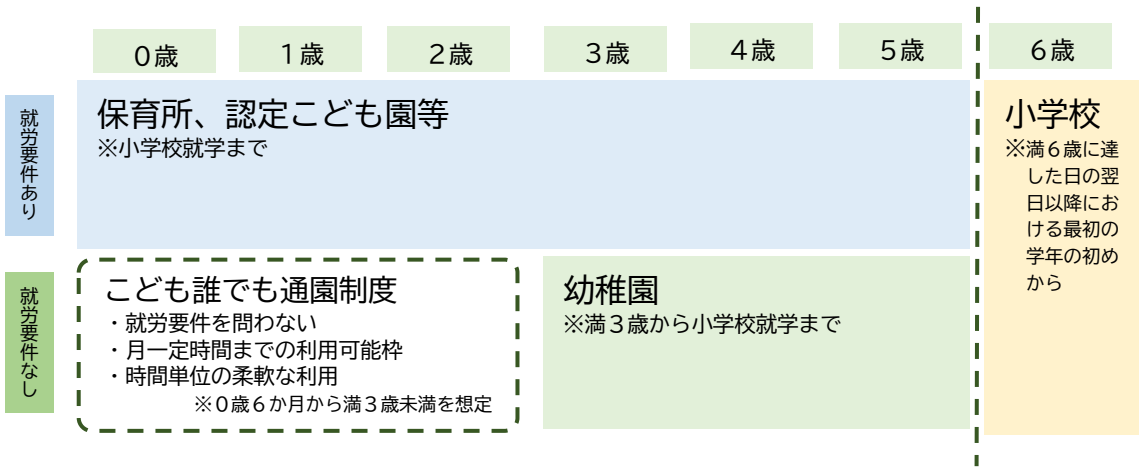


### ②利用場所

保育所（園）、幼稚園、小規模保育施設、認定こども園など

### ③利用時間

こども１人当たり月 10 時間を上限

### ④利用料負担及び運営費

利用料：こども１人につき 300 円程度／時間＋実費（事業者へ）

運営費：市からこども１人につき 900～1,300 円／時間を各施設に給付

⑤利用申込

利用に当たって保護者は、市へ利用登録を行い、登録されたのちに各施設へ面談及び利用の申込することとなります。なお、登録、面談、利用予約は全て国の整備したシステムへオンラインで行います。

## ３ 条例制定のスケジュール

| | |
|---|---|
| ①パブリックコメントの実施 | 令和７年１０月１日～１０月３１日 |
| ②パブリックコメントの結果公表 | 令和７年１１月 |
| ③条例案修正 | 令和７年１１月 |
| ④条例案の審議 | 令和７年１２月議会定例会 |
| ⑤条例の施行 | 公布の日 |

## ４ 各条文の主な内容

長岡京市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、国の内閣府令「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「国基準)」に従い、又は参酌して定めることとされています。(児童福祉法第３４条の１６第２項)

●従うべき基準　：条例で異なる内容を定めることは許容されない基準。なお、基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

●参酌すべき基準：条例の内容を定めるに当たって十分に参照しなければならない基準。基準を十分参照した上で、地域の実情に応じて条例で異なる内容を定めることは許容される。

| 項目 | 条文 |
|---|---|
| 第１条　趣旨<br>（参酌基準） | 条例制定の趣旨。この条例が乳児等通園支援事業の設備運営基準を定めるものとする趣旨を示しています。 |
| 第２条　定義<br>（参酌基準） | 条例上の用語の定義を定めています。 |
| 第３条　乳児等通園支援事業者の一般原則<br>（参酌基準） | 事業者のその他責務を定めています。 |
| 第４条　乳児等通園支援事業者と非常災害<br>（参酌基準） | 事業者が非常災害発生時に必要な対策、安全計画及び訓練の実施を定めています。 |
| 第５条　安全計画の策定等<br>（従うべき基準） | 事業者に対して、利用乳幼児の安全の確保のため、安全計画の策定とそのことの周知、定期的な見直しを義務付けています。 |

| | |
|---|---|
| 第６条　自動車を運行する場合の所在の確認<br>（従うべき基準） | 事業者が利用乳幼児に対して事業所外の活動や移動のため自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認を義務付けています。 |
| 第７条　乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件<br>（参酌基準） | 事業者の職員の一般的条件を定めています。 |
| 第８条　乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等<br>（参酌基準） | 事業者の職員の知識・技能の向上のため、職員及び事業者が果たすべき責務を定めています。 |
| 第９条　他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準<br>（設備：参酌基準）<br>（職員：従うべき基準） | 保育所等の他の社会福祉施設と併設するときには、設備や職員を兼ねることができることを定めています。 |
| 第１０条　利用乳幼児を平等に取り扱う原則<br>（従うべき基準） | 事業者は、利用乳幼児に対して差別的取り扱いをしてはならないことを定めています。 |
| 第１１条　虐待等の防止<br>（従うべき基準） | 事業者の職員は、利用乳幼児に対して児童福祉法に規定する虐待等の類型に該当する行為をしてはならない旨を定めています。 |
| 第１２条　衛生管理等<br>（参酌基準） | 事業者は、事業所内で感染症・食中毒等がまん延しないよう予防措置等の衛生管理に努めなければならないことを定めています。 |
| 第１３条　食事<br>（従うべき基準） | 事業者が利用乳幼児に対して食事の提供を行う場合、必要な設備を備えなければならないことを定めています。 |
| 第１４条　乳児等通園支援事業所内部の規程<br>（参酌基準） | 事業者は、運営について重要事項に関する規程を定めなければならない項目を定めています。 |
| 第１５条　乳児等通園支援事業所に備える帳簿<br>（参酌基準） | 事業者は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇に関する帳簿を整備しなければならないことを定めています。 |
| 第１６条　秘密保持等<br>（従うべき基準） | 事業者の職員が業務上知り得た利用乳幼児等に関する情報の守秘義務、事業所が措置を講じなければならないことを定めています。 |
| 第１７条　苦情への対応<br>（参酌基準） | 事業者が苦情に対応するための窓口の設置、市からの指導に対する改善を行わなければならないことを定めています。 |
| 第１８条　乳児等通園支援事業の区分<br>（従うべき基準） | 乳児等通園支援事業が、一般型乳児等通園支援事業と、保育所等の空き定員を利用して実施する余裕活用型乳児等通園支援事業の分類されていることを定めています。 |

| | |
|---|---|
| 第１９条　設備の基準<br>（従うべき基準） | 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を定めています。 |
| 第２０条　職員<br>（従うべき基準） | 一般型乳児等通園支援事業所に置かなければならない職員及びその人数等を定めています。 |
| 第２１条　乳児等通園支援の内容<br>（従うべき基準） | 一般型乳児等通園支援事業は内閣総理大臣の指針に準じ提供されなければならないことを定めています。 |
| 第２２条　保護者との連絡<br>（参酌基準） | 一般型乳児等通園支援事業者が保護者との連絡をとり、保育内容への理解及び協力を得るよう努めることを定めています。 |
| 第２３条　設備及び職員の基準<br>（従うべき基準） | 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、保育所等の認可基準に基づくことを定めています。 |
| 第２４条　準用<br>（参酌基準） | 第２１条及び第２２条の規定を余裕活用型乳児等通園支援事業にも適用することを定めています。 |
| 第２５条　電磁的記録<br>（参酌基準） | 事業者とその職員が作成等をする書面について、電磁的記録に代えることができることを定めています。 |